

監督員への提出書類等一覧表（建築工事編・250万円未満）

令和7年4月1日
総務部工事検査課

建設工事完成検査に係る提出・提示を求める書類等は下表のとおりですので、ご理解とご協力をお願いします。

提出時期	提出書類等	添付書類及び記事	
契約時 （ ） 施工前	工程表	検査予定日を明記する。（ 契約締結後14日以内に提出 ）	
	請負代金内訳書	法定福利費を請負工事費に対して内訳明示する。 （ 契約締結後14日以内に提出 ） ※適切な計上をしているか監督員の確認を受けること。	
	現場代理人等通知書	現場代理人、主任技術者の経歴書、資格者証の写し、雇用関係証明書類（被保険者証の写し等） （ 契約締結後10日以内に提出 ） ※被保険者証の写しについては、(1)氏名、(2)生年月日、(3)資格取得年月日、(4)所属事業所名、(5)事業所所在地を明示するとともに、 必要な部分以外（保険者番号及び被保険者等記号・番号・QRコード）は必ずマスキング（黒塗り等）を施した写しを提出してください。	
	保険証の写し	工事に関する保険証（火災保険等）の写し ※本工事が対象となる証明書等を添付する。	
	施工計画書	総合施工計画書・工種別施工計画書（主要工種） 工事内容により必要性の少ない記載事項は、監督員との協議により省略可能とする。 （埼玉県建築工事実務要覧、建築工事監督要綱による）	
	施工体制台帳、施工体系図、作業員名簿（元請・下請）	下請契約を締結した場合、下請契約書の写し（明細添付）、下請負人の主任及び専門技術者の経歴書・資格者証の写し・雇用関係証明書類（被保険者証の写し等）の 提出 、建設業許可証の 提示 等 ※被保険者証の写しについては、(1)氏名、(2)生年月日、(3)資格取得年月日、(4)所属事業所名、(5)事業所所在地を明示するとともに、 必要な部分以外（保険者番号及び被保険者等記号・番号・QRコード）は必ずマスキング（黒塗り等）を施した写しを提出してください。 ※下請の社会保険等の加入状況について監督員の確認を受けること。	
	資材・製造所等選定報告書	主要資材のみ【各種カタログ、製造・品質証明書等（使用規格品へのマーキング）】	
	事前調査説明書面 石綿事前調査報告	建築物、工作物等の解体又は改修工事が対象。報告対象は、原則石綿事前調査報告システムを活用する。（ 大防法及び石綿則確認 ）	
	施工中	工事現場連絡票	図面照査、工事施工に関する協議、指示及び承諾（契約変更含む）に関する事項等の記録
		安全管理記録等	写真→安全教育、KY活動、保安管理等の状況 記録簿→KY活動、足場・土留等点検、新規入場者教育等の 提示 （ 提出は監督員の指示による ） （清書したのではなく、現場や会議等で使用した原本）
施工図、製作図		各工種の施工前に提出する。（埼玉県建築工事監督要綱による）	
材料検査請求書		材料納入時（主要材料のみ）	
品質管理		メーカーの試験結果及び出荷証明等（主要材料のみ）	
建設副産物 建設発生土等		産業廃棄物集計表、産業廃棄物管理票（A票、B2票、D票、E票の 原本 を 検査時に提示 。 提出は監督員の指示による ）、建設発生土受入証明書（ 原本 ）、写真、再生資源利用（促進）計画書・実施書および工事登録証明書（コブリス登録）等	
工事写真		埼玉県建築工事実務要覧、建築工事写真作成要領による。	
工事事務報告書		事故が発生した場合直ちに監督員へ連絡し、指示された期日までに監督員へ提出する。	
工期延長申請書		受注者の責めに帰すことができない理由により工期内に工事を完成することができない場合に提出する。	
完成時	工事状況写真（ダイジェスト）	着工前、施工中、完成が確認できる簡潔なもの（A4またはA3）	
	完成図（竣工図）	契約図、施工図等を基に工事目的物の完成時の状態を表現したものとする。	
	保証書	該当する場合	
	工事完成通知書	監督員との協議の済んだ完成図書納品をもって完成とする	
	下請工事完成検査	下請工事があった場合、完成通知、検査結果通知等の書面及び完成検査状況写真の提示。提出については監督員の指示による。	

検査後	工事引渡書	検査結果通知日以降
	請求書	引渡日以降

- 注) 1. 上記提出書類一覧表は一般的な建築工事を目安に作成してありますので、詳細につきましては埼玉県建築工事実務要覧、埼玉県建築工事監督要綱の別表第1【受注者提出書類一覧表】で受注された工事の工種によって提出書類を確認してください。
2. 書類の提出及び問合せは、担当監督員をお願いします。
 3. 提出書類の参考様式は、市ホームページ(工事検査課)に掲載しています。
 4. 施工計画書は所定の項目、仕様書等の内容及び現場条件などを反映した、詳細で具体的なものとしてください。また、計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更施工計画書を提出してください。但し、工期や数量等の軽微な変更は、変更施工計画書の提出を省略できるものとします。
 5. 契約期間内の完成検査をお願いします。(手直し期間含む)